

第 221 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスビル 2階

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 吸収分割契約承認の件

同封ご案内状をご参照いただき、株主総会の議決権行使は、極力、書面またはインターネットによる事前行使をいただきますようお願い申し上げます。

東京瓦斯株式会社

証券コード：9531

株主の皆さまへ



代表取締役社長
内田 高史

株主の皆さまにおかれましては、日頃より当社グループの事業運営に対しご理解とご支援を賜り誠にありがとうございますとさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆さまにお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルスにより世界は未曾有の衝撃を受け、当たり前であった安心・安全さえ脅かされています。そのような中、当社グループは「決してエネルギーを止めてはならない」という信念のもと、皆さまに安心・安全をご提供すべく取り組んでいます。

世界の動きに目を向ければ、持続可能な社会への意識が急速に高まっており、特に脱炭素化の潮流は想定をはるかに超えるスピードで進展しています。当社グループは、このような大きなパラダイムシフトを自らリードすべく、ESGの視点を一層重視した経営を深化してまいります。グループ経営ビジョン「Compass2030」で掲げた3つの挑戦「CO₂ネット・ゼロをリード」「価値共創のエコシステム構築」「LNGバリューチェーンの変革」を加速し、持続可能な社会の実現に貢献することで発展し続けてまいります。

株主総会の当日につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る観点から、例年とは異なる運営となりますことをご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第221回定時株主総会招集ご通知	1
------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役9名選任の件	13
第4号議案 吸収分割契約承認の件	20

添付書類

事業報告	26
連結計算書類	58
計算書類	60
監査報告	62

(証券コード：9531)
2021年6月3日

株主の皆さまへ

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 内田 高史

第221回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第221回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

同封ご案内状のとおり取り扱わせていただきますので、株主総会の議決権行使は、極力、書面またはインターネットによる事前行使をいただきますようお願いいたします。お手数ですが、4頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

-
- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1 日 時 | 2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時) |
|--------------|----------------------------------|
-
- | | |
|--------------|--|
| 2 場 所 | 東京都港区海岸一丁目5番20号(東京ガスビル 2階)
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご覧ください。) |
|--------------|--|
-
- | | |
|---------------|---|
| 3 目的事項 | (1) 報告事項 第221期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 吸収分割契約承認の件 |
|---------------|---|
-

4 議決権行使のご案内

(1) 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

(2) 株主総会にご出席いただけない場合

① 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）17時30分到着分まで

【議決権のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

② インターネット等で議決権を行使される場合



3頁の「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、各議案の賛否をご送信ください。

行使期限 2021年6月28日（月曜日）17時30分まで

(3) 議決権の重複行使について

議決権行使が書面とインターネット等により重複して行われた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

1. 株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を返送せず、会場受付にご提出ください。
2. 議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。代理人にご出席される際は、代理権を証する書面（委任状）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
3. 次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご覧ください。
 - ①事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、①②③は各監査役が監査報告を、②③は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。
4. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、その旨を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

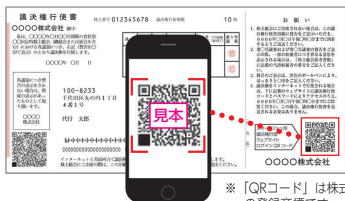
当社ウェブサイト www.tokyo-gas.co.jp

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※株主総会開催日前日の2021年6月28日（月曜日）17時30分までに行っていただきますようお願い申し上げます。なお、インターネットによって複数回議決権行使をされた場合は「最後に行使されたもの」を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
※通信料金（電話料金）などが必要となる場合があります、これらの料金は株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使に関するパソコン等の 操作方法がご不明な場合

上記以外の場合

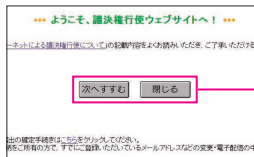
▶ 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

▶ 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
☎ **0120-782-031** (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

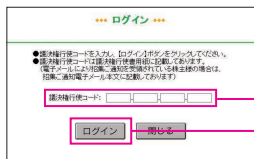
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

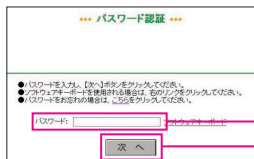
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

「次へ」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

以上

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（期末配当）につきましては、当社の「剰余金の配当等の決定に関する方針」（下記ご参照）に基づき、1株につき30円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当30円とあわせた年間配当額は1株につき60円となります。

1	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	1株につき金 30円 配当総額 13,229,944,050円
2	配当効力発生日	2021年6月30日（水曜日）

ご参考

剰余金の配当等の決定に関する方針

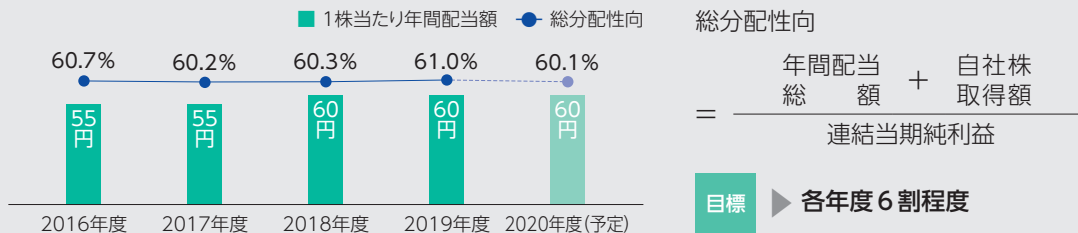
経営の成果を、お客さまサービス向上と持続可能な社会の実現に振り向けるとともに、株主のみならず適切・タイムリーに配分します。

具体的には、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元の一つとして位置付け、総分配性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2022年度に至るまで各年度6割程度とします。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

* 上記の株主還元政策に関しては現在見直しを検討中であり、方針が確定した時点で速やかに公表します。（2020年11月30日プレスリリース「コロナ禍を踏まえた東京ガスグループ経営改革の取り組みについて」参照）

株主還元の推移



※ 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、株式併合後の基準で換算した1株当たり年間配当額を記載しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、執行による適正かつ迅速な意思決定と取締役会による監督機能の強化を図るために、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたく存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行に係る規定の新設、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

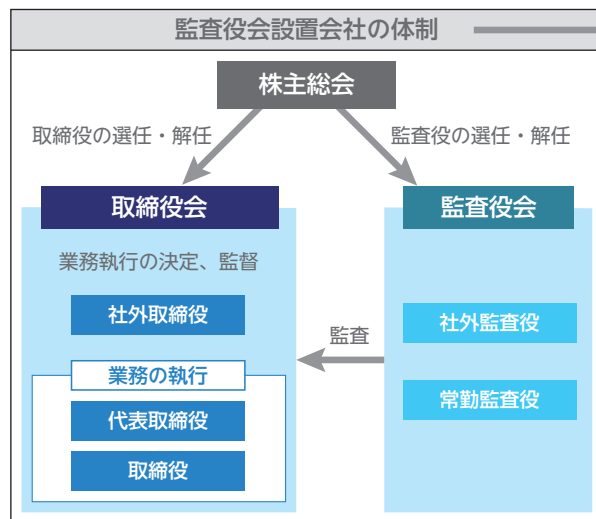
また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、有事の際等にも取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）の規定を新設するなど所要の変更を行うものであります。

さらに、ESGの視点を一層重視した経営の深化を踏まえ、事業を明確化するために、現行定款第2条（目的）を一部更新いたします。

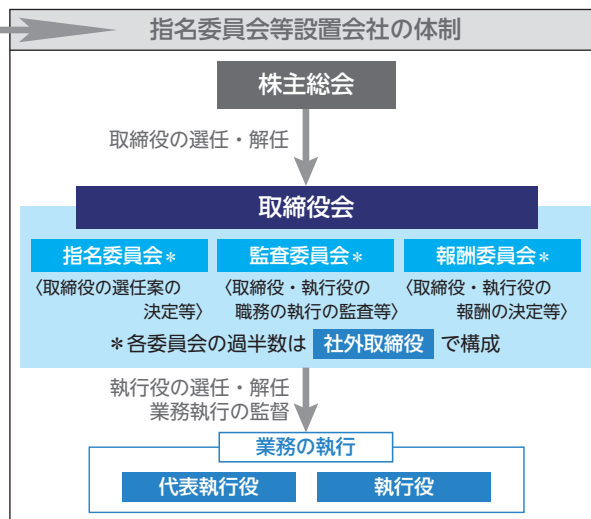
その他、上記に伴う条数の変更等を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(現状)



(変更後)



2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は国内外において次の事業を営むことを目的とする。
1 ガス事業	1 <u>ガス事業、電気事業、熱供給事業、水素・再生可能エネルギーに関する事業、エネルギートレーディング事業その他のエネルギーに関する事業</u>
2 熱供給事業	2 <u>エネルギー関連製品、産業・医療ガスおよび化学工業製品の製造、加工、輸送および販売に関する事業</u>
3 電気供給事業	3 <u>住宅設備機器の製作、販売、リース、設置、運転および保守ならびにエネルギーサービスおよびくらし関連サービスに関する事業</u>
4 天然ガスの採取および売買	4 <u>土木・建築・電気・管工事および機械器具設置工事に関する設計、監理および施工</u>
5 液化天然ガス・液化石油ガス・液化酸素・液化窒素等高圧ガスの製造、輸送および販売	5 <u>地域開発に関する事業ならびに不動産の賃貸借、売買、仲介、管理および関連サービスに関する事業</u>
6 コークス・タール製品・石油製品・医薬品およびベンゼン・トルエン・キシレン等有機化学工業製品の加工および販売	6 <u>電気通信事業および情報処理・情報提供サービス業</u>
7 ガス機器および厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器の製作および販売	7 <u>リース業、金融業、損害保険代理業、生命保険募集業およびクレジット業</u>
8 土木・建築・電気・管工事および機械器具設置工事に関する設計、監理および施工	8 <u>環境保全のための装置の設計、製作および販売ならびに土壌の再生処理に関する事業</u>
9 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理ならびに倉庫業	9 <u>警備防災に関する事業</u>
10 環境保全のための大気汚染防止装置・水質汚濁防止装置・廃棄物処理装置の設計、製作および販売ならびに土壌の再生処理に関する事業	10 <u>ホテル・飲食店等の運営に関する事業</u>
11 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピュータおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売	11 <u>広告業、労働者派遣事業および旅行代理業</u>
12 警備防災業務および防犯・防災システム機器の販売	12 <u>船舶貸渡業および船舶運航事業</u>
13 総合リース業および金融業	
14 ホテル・飲食店・スポーツ施設・貸ホール・ショールームの経営、各種セミナーおよびスポーツ・料理等に関する文化教室・催物の開催および運営ならびに旅行業	

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>15 日用品雑貨・食料品の販売および花卉・観葉植物の栽培、販売、ガーデニング等の園芸サービス業</p> <p>16 損害保険代理業、生命保険募集業務、集金代行業務、掃除・住宅営繕等の家事手伝の受託業務、クレジットカード業、広告業、出版業および労働者派遣業</p> <p>17 船舶貸渡業および海上運送業</p> <p>18 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング業</p> <p>19 前各号に付帯関連する事業 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 監査役および監査役会 3 会計監査人 	<p><u>13</u> 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング業</p> <p><u>14</u> 前各号に付帯関連する事業</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として</u>、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> 3 執行役 4 会計監査人
<p style="text-align: center;"><u>第2章 株 式</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。 ③ 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 	<p style="text-align: center;"><u>第2章 株 式</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、これを公告する。 ③ 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
<p style="text-align: center;"><u>第3章 株 主 総 会</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 	<p style="text-align: center;"><u>第3章 株 主 総 会</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集する。当該取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の者がこれに代わる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の者がこれに代わる。</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第4章 取締役および取締役会</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(相談役または顧問)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4章 取締役および取締役会</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する<u>定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>会長その他の役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>② <u>(削除)</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>(削除)</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>(相談役または顧問)</p> <p>第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行通り)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="284 232 619 258"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="175 264 243 290">(員数)</p> <p data-bbox="160 296 556 322">第29条 監査役は、5名以内とする。</p> <p data-bbox="214 328 743 414">② 監査役に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。</p> <p data-bbox="175 420 243 446">(選任)</p> <p data-bbox="160 453 743 576">第30条 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="214 582 743 668">② 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p data-bbox="175 674 243 700">(任期)</p> <p data-bbox="160 707 743 793">第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="214 799 743 920">② 補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="175 926 314 952">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="160 960 743 1019">第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p data-bbox="175 1025 362 1050">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="160 1058 743 1177">第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="214 1183 743 1270">② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="175 1276 269 1301">(報酬等)</p> <p data-bbox="160 1309 743 1368">第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p data-bbox="840 232 1256 258"><u>第5章 監査役および監査役会 (削除)</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 社外監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	
	<p><u>第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> <u>(選定)</u></p> <p><u>第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>(委員会規則)</u></p> <p><u>第29条 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。</u></p>
	<p>第6章 執 行 役</p> <p><u>(選任)</u></p> <p><u>第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第32条 代表執行役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 執行役社長は、取締役会の決議によって1名選定する。その他の役付執行役は、取締役会の決議によって選定することができる。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第33条 執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(執行役規則)</p> <p>第34条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める執行役規則による。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使の時期)</p> <p>第41条 転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、転換および権利行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換および権利行使があったものとみなして支払う。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とし、そのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 (現行通り)</p> <p>(転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使の時期)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第1条 第221回定時株主総会終結前の監査役の責任</u> <u>については、当該株主総会における変更前の</u> <u>定款第35条の規定はなお効力を有する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりです。

なお、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行し、それに伴って監査役全員（5名）も本総会終結の時をもって任期満了となります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	備考	取締役会への出席状況
1	ひろ せ ち みち あき 広 瀬 道 明	取締役会長	再任	100% (12/12回)
2	うち だ たか し 内 田 高 史	代表取締役社長 社長執行役員	再任	100% (12/12回)
3	なか じま いさお 中 島 功	常勤監査役	新任	※
4	さい とう ひと し 斎 藤 一 志	取締役	再任 社外 独立	100% (12/12回)
5	たか み かず のり 高 見 和 徳	取締役	再任 社外 独立	100% (12/12回)
6	えだ ひろ じゅん こ 枝 廣 淳 子	取締役	再任 社外 独立	100% (12/12回)
7	いん どう ま み 引 頭 麻 実	取締役	再任 社外 独立	100% (10/10回)
8	の はら さ わ こ 野 原 佐和子	監査役	新任 社外 独立	※
9	おお の ひろ ち 大 野 弘 道	監査役	新任 社外 独立	※

※中島功氏、野原佐和子氏、大野弘道氏の3名は、いずれも監査役として当該事業年度の取締役会に出席しており、社外監査役2名の出席状況の詳細は、事業報告4会社役員に関する事項(5)社外役員に関する事項に記載のとおりです。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、斎藤一志氏、高見和徳氏、枝廣淳子氏および引頭麻実氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定です。また、野原佐和子氏および大野弘道氏が選任された場合、同様の契約を締結する予定です。
3. 当社は、各候補者の選任が承認された場合、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償する予定です。なお、当社は、現在、各取締役および各監査役との間で、同様の契約を締結しています。
4. 当社は、各候補者の選任が承認された場合、各候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で更新する予定です。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになり、被保険者の全ての保険料を当社が負担することを予定しています。なお、当社は、現在、各取締役および各監査役を被保険者として、同様の契約を締結しています。
5. 各取締役候補者の略歴は、株主総会参考書類作成時点（2021年5月19日）のものであります。

候補者
番号

1

ひろ
せ
みち
あき
広瀬道明

(1950年10月2日生)

再任



所有する当社株式の数
39,700株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1974年 4月	当社入社	2009年 6月	同取締役 常務執行役員 総合企画部、広報部、関連事業部担当
2004年 4月	同執行役員 コーポレート・コミュニケーション本部長付	2010年 1月	同取締役 常務執行役員 総合企画部、プロジェクト推進統括部、広報部、関連事業部担当
2006年 4月	同執行役員 企画本部総合企画部長	2012年 4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビングエネルギー本部長
2007年 4月	同常務執行役員 総合企画部、設備計画プロジェクト部、財務部、経理部、関連事業部担当	2013年 4月	同代表取締役 社長執行役員 リビング本部長
2008年 4月	同常務執行役員 総合企画部、I R部、財務部、経理部、関連事業部、ガス事業民営化プロジェクト部担当	2014年 4月	同代表取締役社長 社長執行役員
2009年 4月	同常務執行役員 総合企画部、関連事業部担当	2018年 4月	同取締役会長 (現職)

■ 取締役候補者とした理由

主に企画関連の業務経験を有し、経営ビジョンの策定、グループフォーメーションの構築等を主導し、グローバルな総合エネルギー企業グループとしての体制整備に取り組んできました。現在では、取締役会議長を務め、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

うち
だ
たか
し
内田高史

(1956年4月17日生)

再任



所有する当社株式の数
23,500株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1979年 4月	当社入社	2016年 4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビング本部長
2010年 4月	同執行役員 総合企画部長	2017年 4月	同代表取締役 副社長執行役員 リビングサービス本部長
2012年 4月	同常務執行役員 人事部、秘書部、コンプライアンス部、監査部担当	2018年 4月	同代表取締役社長 社長執行役員 (現職)
2013年 4月	同常務執行役員 資源事業本部長		
2015年 6月	同取締役 常務執行役員 資源事業本部長		

■ 取締役候補者とした理由

主に企画、資源・海外関連の業務経験を有し、近年では、電力・ガス小売全面自由化等、取り巻く環境の変化の中で、様々な経営課題に取り組んできました。現在では、社長執行役員を務め、2019年に経営ビジョン「Compass2030」を策定し、その実現に向け、当社グループの新たな挑戦を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

なか
中 島いさお
功

(1958年12月5日生)

新任

所有する当社株式の数
12,900株

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1982年4月	当社入社	2015年4月	同常務執行役員 CFO、財務部、 経理部、資材部、不動産計画部担当
2008年4月	同財務部長	2017年4月	同常務執行役員 CFO、財務部、 経理部、人事部担当
2011年4月	同中支社長	2018年4月	同専務執行役員 CFO、財務部、 経理部、人事部、資材部担当 (2019年3月退任)
2012年4月	同グループ体制最適化プロジェクト部長	2019年6月	同常勤監査役（現職）
2013年4月	同執行役員 リビング本部リビング 企画部長		

■ 取締役候補者とした理由

主に財務、経理関連業務に従事し、専務執行役員 CFOを務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。現在では、常勤監査役を務め、経営の適法性・健全性等の確保に向けた監査を担っており、今回、取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

さい
齋 藤とう
ひと
し
一 志

(1952年11月10日生)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数
0株取締役会への出席状況
12/12回（100%）

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1976年4月	三井不動産株式会社入社	2017年4月	同取締役
2005年4月	同執行役員ビルディング本部副本 部長	2017年6月	同顧問（2020年6月退任）
2007年4月	同執行役員国際事業部長	2019年6月	当社社外取締役（現職）
2008年4月	同常務執行役員	2019年6月	グローブシップ株式会社社外取締 役（現職）
2011年6月	同常務取締役常務執行役員		
2013年4月	同取締役専務執行役員		〔重要な兼職の状況〕
2015年4月	同取締役専務執行役員海外事業本 部長		グローブシップ株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

不動産業における海外事業によって培われた国際感覚、幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識を背景に、様々な事業において監督機能強化への貢献が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

5

たか
高

み
見

かず
和

のり
徳

(1954年6月12日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
400株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1978年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社	2017年6月	パナソニック株式会社顧問 （2018年3月退任）
2006年4月	同役員	2018年6月	株式会社ノジマ社外取締役 （現職）
2008年4月	同常務役員	2019年3月	藤田観光株式会社社外取締役（現職）
2009年4月	パナソニック株式会社常務役員ホームアプライアンス社社長、ライティング社担当	2019年6月	当社社外取締役（現職）
2009年6月	同常務取締役		〔重要な兼職の状況〕
2012年4月	同代表取締役専務アプライアンス社社長		株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
2015年4月	同代表取締役副社長日本地域担当、CS担当、デザイン担当		
2015年6月	株式会社エフエム東京社外取締役（現職）		

■ 社外取締役候補者とした理由

電機産業における幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識を背景に、様々な事業において監督機能強化への貢献が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。

候補者
番号

6

えだ ひろ じゅん こ
枝 廣 淳 子

(1962年11月23日生)

再任 社外 独立



所有する当社株式の数
200株

取締役会への出席状況
12/12回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1993年7月	通訳者・翻訳者	2014年9月	東京都市大学環境学部環境マネジメント学科教授 (2018年3月退任)
1998年10月	環境ジャーナリスト	2018年8月	大学院大学至善館教授 (現職)
2002年7月	有限会社エコネットワークス代表取締役 (2005年7月退任)	2019年6月	当社社外取締役 (現職)
2002年8月	NGOジャパン・フォー・サステナビリティ共同代表	2019年10月	株式会社下川シーズ代表取締役 (現職)
2003年4月	有限会社えだひろば (現有限会社イーズ) 代表取締役 (現職)	2020年9月	株式会社未来創造部代表取締役 (現職)
2005年4月	有限会社チェンジ・エージェント代表取締役会長		
2006年5月	有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 (現職)		
2010年8月	NGOジャパン・フォー・サステナビリティ代表 (2018年7月退任)		

〔重要な兼職の状況〕

有限会社イーズ代表取締役
有限会社チェンジ・エージェント取締役会長
大学院大学至善館教授
株式会社下川シーズ代表取締役
株式会社未来創造部代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

経営者としての経験、環境に関わる高度な専門性および高い見識を背景に、様々な事業において監督機能強化への貢献が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

7

いん どう ま み
引 頭 麻 実

(1962年11月6日生)

再任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

取締役会への出席状況
10/10回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1985年4月	大和証券株式会社入社	2016年12月	証券取引等監視委員会委員 (2019年12月退任)
2009年4月	株式会社大和総研執行役員コンサルティング本部長	2020年6月	味の素株式会社社外監査役(現職)
2010年8月	同執行役員第一コンサルティング本部長	2020年6月	A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役(現職)
2013年4月	同常務執行役員調査本部副本部長	2020年6月	当社社外取締役 (現職)
2016年4月	同専務理事 (2016年12月退任)		

〔重要な兼職の状況〕

味の素株式会社社外監査役
A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

金融分野において、アナリスト、コンサルティング業務等、企業経営に深く関わってきた経験、幅広い視野および高い見識を背景に、様々な事業における監督機能強化への貢献が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。

候補者
番号

8

の
野 原 佐和子

(1958年1月16日生)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1988年12月	株式会社生活科学研究所入社	2014年6月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役 (2020年6月退任)
1995年7月	株式会社情報通信総合研究所入社		N I S S Y A株式会社社外取締役 (2019年3月退任)
2000年12月	有限会社イプシ・マーケティング 研究所取締役	2018年6月	当社社外監査役(現職)
2001年12月	株式会社イプシ・マーケティング 研究所代表取締役社長(現職)	2019年6月	第一三共株式会社社外取締役 (現職)
2006年6月	日本電気株式会社社外取締役 (2012年6月退任)	2020年4月	慶應義塾大学大学院 政策・メ ディア研究科特任教授(現職)
2009年10月	慶應義塾大学大学院 政策・メ ディア研究科特任教授(2019年9月退 任)		
2012年6月	株式会社損害保険ジャパン社外監 査役(2013年6月退任)		
2013年6月	S O M P Oホールディングス株式 会社社外取締役(現職)		

〔重要な兼職の状況〕
株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役
第一三共株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

経営者としての経験、ITに関わる高度な専門性および高い見識を背景に、様々な事業において監督機能強化への貢献が期待できることから、今回、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。なお、同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

9

のお
の 大 野 弘 道

(1956年8月11日生)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、当社における地位および担当〔重要な兼職の状況〕

1979年4月	味の素株式会社入社	2013年4月	年金積立金管理運用独立行政法人 運用委員会委員(2017年6月退 任)
2007年6月	同執行役員財務部長	2019年6月	株式会社めぶきフィナンシャルグ ループ社外取締役(現職)
2011年6月	同取締役常務執行役員(財務・購 買担当)(2017年6月退任)	2020年6月	当社社外監査役(現職)
	一般社団法人日本IR協議会理事 (2017年6月退任)		

〔重要な兼職の状況〕
株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

経営者としての経験、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、それらを背景に、様々な事業において監督機能強化への貢献が期待できることから、今回、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。なお、同氏の当社における社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

【ご参考】

社外取締役の独立性の判断基準

東京ガス株式会社

当社は、会社法の定める社外取締役が、当社の上場する証券取引所の独立性判断基準等に準拠した下記①～⑩のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断しています。

- ① 親会社・兄弟会社の業務執行者
- ② 子会社の業務執行者
- ③ 発行済株式総数10%以上の主要株主（法人等の業務執行者含む）
- ④ 取引金額が連結売上高の2%以上ある主要取引先（当社が主要取引先とする者・当社を主要取引先とする者（法人等の業務執行者を含む））
- ⑤ 当社の会計監査人・顧問弁護士
- ⑥ 過去3年以内に上記①～⑤に該当する者
- ⑦ 当社から多額の寄付（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額以上）を受けている組織の業務執行者
- ⑧ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益（過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑨ ①～⑧の近親者（2親等以内の親族）
- ⑩ 当社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役ならびに執行役員）が社外役員を務める会社グループの役員（社外役員を除く取締役および監査役、執行役ならびに執行役員）である者

以上

第4号議案 吸収分割契約承認の件

本議案は、吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に応えるため、本年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社（以下「承継会社」といいます。）を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。

2. 吸収分割契約の内容の概要

本契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

東京瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と東京ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件分割により、甲が営む一般ガス導管事業およびこれに附帯関連する事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号および住所）

第2条 本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：東京瓦斯株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：東京ガスネットワーク株式会社

住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

（効力発生日）

第3条 本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(承継する権利義務等)

第4条 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

(本件分割の対価)

第5条 乙は、本件分割に際して普通株式1,263万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

(乙の資本金および準備金の額)

第6条 本件分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金99億9,500万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金24億9,500万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

(株主総会の承認)

第7条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、本契約および本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

(競争避止義務)

第8条 甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競争避止義務を負わない。

(本契約の変更・解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年4月28日

甲 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 内田 高史 ㊟

乙 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 野畑 邦夫 ㊟

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

- ①本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェアおよび本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）および投資その他の資産
- ②本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している有形固定資産および無形固定資産のうち、主として本件事業で利用しているもの

(2) 流動資産

本件事業に属する売掛金、未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債（但し、社債および借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債（但し、社債および借入金に関する流動負債を除く。）

3. 雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとし、甲は、本件分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

4. 承継する契約上の地位および権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、売買、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務（上記1. および2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限るものとする。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令および条例上可能であるもの。

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したものの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

3. 本件吸収分割により承継会社が当社に対して交付する株式の数ならびに承継会社の資本金および準備金の額に関する事項の相当性

(1) 株式の数の相当性

承継会社は、本件分割に際して、普通株式1,263万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数については、承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができると認められるため、当社および承継会社が協議のうえ決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりです。これは、承継会社における資本政策および本件分割後の事業運営等を勘案し決定したものであり、承継会社が当社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	9,995百万円
資本準備金	2,495百万円
利益準備金	0円

4. 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
2021年4月1日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債および純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金および預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5. 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項**(1) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）**

事業		主要な事業内容
ガ	ス	都市ガスの製造・供給および販売、リキッドガス事業、LNG販売等
電	力	電気の製造・供給および販売
海	外	海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）
エネルギー関連		エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等
不動産		土地および建物の賃貸・管理等
その他		情報処理サービス事業、船舶事業等

(2) 事業の経過およびその成果**① 当期業績の概要**

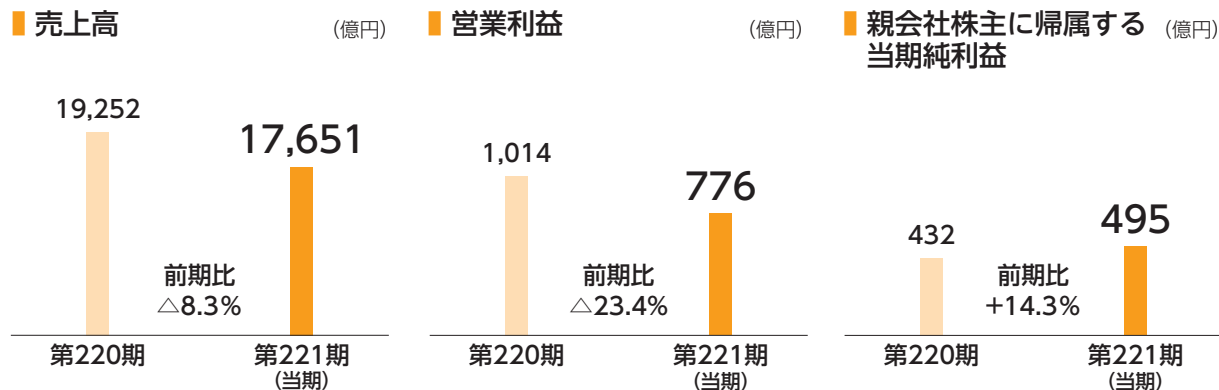
当期における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により、企業収益が減少し設備投資や個人消費が落ち込むとともに、雇用情勢が悪化するなど、厳しい状況が続きました。緩やかな回復の兆しも見られますが、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れており、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化に続く2017年4月のガス小売全面自由化により、エネルギー業界ではエネルギー事業者間の競争、さらには業種の垣根を越えた競争が激しさを増しております。また、脱炭素化が世界的な潮流となる等、エネルギー事業を取り巻く環境が大きく変化いたしました。そうした中、当社グループは、総合エネルギー事業化とグローバル化によって、国内外のお客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでいただけるよう、様々な施策に積極的に取り組んでまいりました。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な影響を受けました。都市ガス事業については、家庭用では在宅時間増加による需要増が発生した一方、業務用では飲食、ホテル等の業種で、工業用では一部の発電用途等で稼働減による需要減が発生しました。電力事業については、小売では在宅時間増加による需要増が発生した一方、卸売では需要の減少がありました。海外事業については、世界的な市況価格の悪化により、豪州、北米のLNG事業等の売価減等による収支悪化等が発生しました。エネルギー関連事業については、ガス機器の主力商品であるTES、エネファーム等の販売台数の減少、新設件数減による受注工事の減少がありました。不動産事業については、ホテル事業の客室稼働率が大幅に悪化しました。

このような経済情勢や環境変化により、連結売上高は対前期比8.3%減の1兆7,651億46百万円、営業費用は、同7.5%減の1兆6,874億71百万円となりました。

この結果、営業利益は同23.4%減の776億75百万円、経常利益は同31.3%減の705億円となりました。これに加え、特別利益として投資有価証券売却益を52億83百万円、固定資産売却益を31億14百万円および負ののれん発生益を20億8百万円、特別損失として海外上流事業等の減損損失102億55百万円および投資有価証券評価損44億66百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同14.3%増の495億5百万円となりました。



② 前期比のポイント

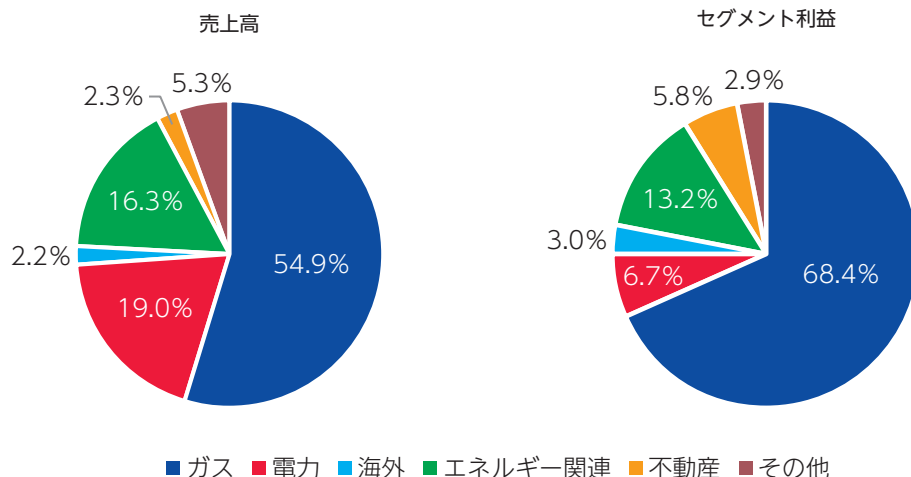
売上高	△1,601 億円	<ul style="list-style-type: none"> 原料費調整に伴う都市ガス単価減および都市ガス販売量減などによる「ガス」の売上減等
営業費用	△1,364 億円	<ul style="list-style-type: none"> 原油価格下落影響および都市ガス販売量減などによる「ガス」の原材料費減等
営業外損益	△83 億円	<ul style="list-style-type: none"> 持分法による投資損益△38億円 受取配当△31億円等
特別損益	+308 億円	<ul style="list-style-type: none"> (当期) <ul style="list-style-type: none"> 減損損失△102億円 投資有価証券評価損 △44億円 投資有価証券売却益+52億円 固定資産売却益+31億円 負ののれん発生益+20億円 (前期) <ul style="list-style-type: none"> 減損損失△281億円 投資有価証券評価損△186億円 契約精算益+116億円

③ セグメント別の概要

	売上高 (億円)				セグメント利益 (営業利益+持分法損益) (億円)			
	第220期	第221期 (当期)	増減	%	第220期	第221期 (当期)	増減	%
ガス	13,554	11,467	△2,087	△15.4	1,024	884	△140	△13.6
電力	3,586	3,959	373	10.4	100	86	△14	△13.5
海外	439	459	20	4.4	132	38	△94	△70.6
エネルギー関連	3,519	3,394	△125	△3.5	169	170	1	0.3
不動産	445	484	39	8.7	96	75	△21	△22.2
その他	1,232	1,104	△128	△10.4	57	38	△19	△34.0
調整額	△3,524	△3,218	306	-	△515	△502	13	-
セグメント合計	19,252	17,651	△1,601	△8.3	1,066	791	△275	△25.8

- (注) 1. セグメント別の売上高には事業間の内部取引を含みます。
 2. 「ガス」には、都市ガス、液化石油ガス、産業ガス、LNG販売、トレーディング等を含みます。「エネルギー関連」には、エンジニアリングソリューション、ガス器具、ガス工事、建設、クレジット等を含みます。「その他」には、情報処理サービス、船舶等を含みます。
 3. セグメント利益の調整額の主なものは、各セグメントに配分していない全社費用です。

セグメント構成比



※セグメント構成比は、調整額を除き算出しています。

ガス

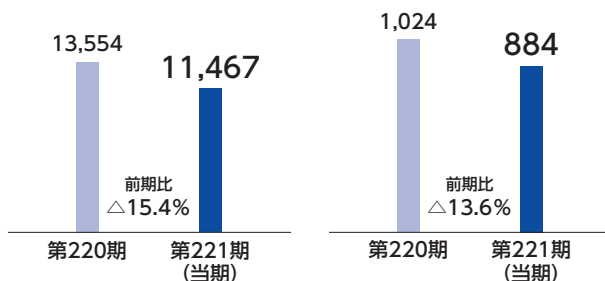
都市ガスの製造・供給および販売、リキッドガス事業、LNG販売等

売上高

(億円)

利益

(億円)



▶ 売上高は、都市ガス販売量が前期を下回ったこと、原油価格下落影響から原料費調整による売上単価減等により、前期に比べ15.4%減の1兆1,467億91百万円となりました。

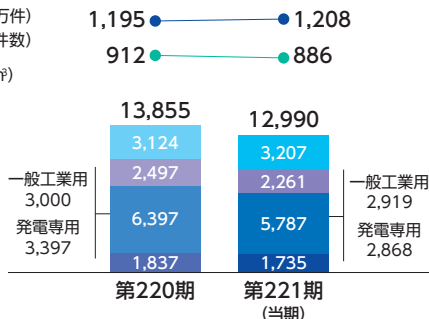
セグメント利益は、都市ガスの原材料費が減少したものの、都市ガス販売量減等により前期に比べ13.6%減の884億61百万円となりました。

【都市ガス販売量・件数】

- 取付メーター数 (万件)
- 小売お客さま件数 (万件)
(ガス料金請求対象件数)

都市ガス販売量 (百万㎡)

- 家庭用
- 業務用
- 工業用
- 卸



※取付メーター数は、休止中・閉栓中・他社小売分を含む導管事業者としてのメーター取付数。

【販売量の主な増減理由】

家庭用	新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛による需要増
業務用	新型コロナウイルス感染症拡大による飲食、ホテル等の業種における需要減
工業用	発電専用需要家の需要減等
他事業者向け供給	供給先需要減

TOPICS

各業界初となるカーボンニュートラル都市ガスの供給を開始

2020年10月、ホテル業界初となるホテルニューオータニ（東京）への供給を開始。2021年2月には、学校教育施設初となる学校法人玉川学園への供給を、2021年3月には、ショッピングセンター業界初となるルミネ大宮への供給を、さらに2021年4月には、飲料業界初となるヤクルト本社への供給を開始しました。

また、2021年3月には当社とアサヒグループホールディングスをはじめとする15社でカーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンスを設立。カーボンニュートラル都市ガスの普及拡大と利用価値向上の実現を目指します。

カーボンニュートラル都市ガスは、当社がシェルグループから購入したカーボンニュートラルLNGを活用したもので、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスが、シェルの保有するCO₂クレジットで相殺（カーボン・オフセット）されています。

導入事例



ホテルニューオータニ（東京）



学校法人玉川学園

電力

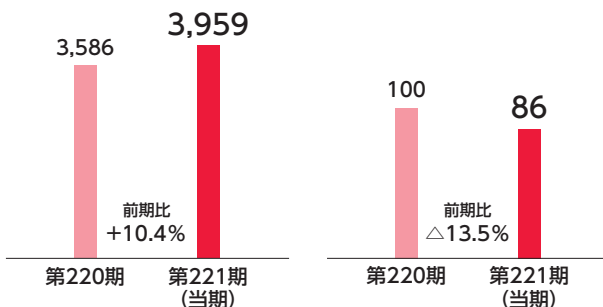
電気の製造・供給および販売

売上高

(億円)

利益

(億円)



▶ 売上高は、小売のお客さまおよび卸電力市場向け販売量が増加したこと等により、前期に比べ10.4%増の3,959億20百万円となりました。

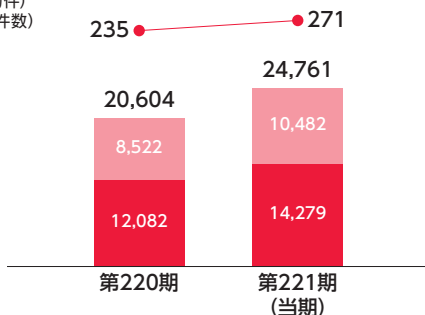
セグメント利益は、小売販売量増による粗利増があったものの、JEPX価格高騰影響等による粗利減等により、前期に比べ13.5%減の86億96百万円となりました。

【 電力販売量・件数 】

— 小売お客さま件数 (万件)
(電力料金請求対象件数)

電力販売量 (百万kWh)

■ 小売
■ 卸他



【 販売量の主な増減理由 】

小売	件数増
卸他	卸電力市場向け販売量増

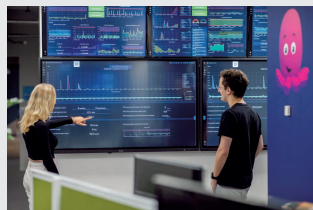
TOPICS

英国オクトパスエナジー社と戦略的提携

2020年12月、英国のオクトパスエナジー社との戦略的提携に合意。国内で合併会社を設立するとともに、新たに英国に設立する東京ガスユナイテッドキングダム社を通じオクトパスエナジー社へ出資を行いました。

オクトパスエナジー社は、デジタル技術や電力小売事業に関わる知見を有しており、保有するデジタル技術と効率的な顧客対応ノウハウを組み合わせた「新たな顧客体験の創出」を通じ、競争の激しい英国市場において約5年間で200万件超の顧客を獲得するなど、急成長を遂げている企業です。また、再生可能エネルギー100%など顧客毎に最適なメニューを、デジタル技術を用いて安価に提供しています。

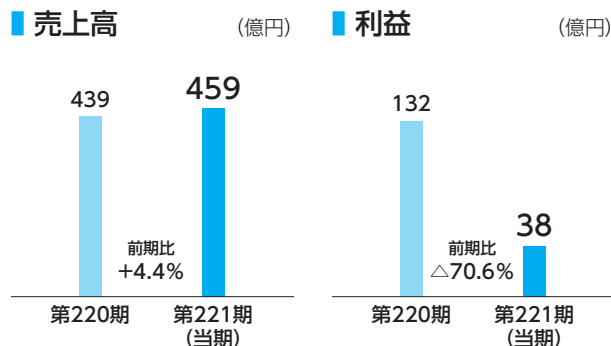
当社は、オクトパスエナジー社との提携により、お客さま一人ひとりの幅広いニーズに合わせた、柔軟かつ分かりやすい電気料金・サービスメニューを全国でスピーディーに提供することで、エネルギービジネスを通じた「新たな顧客体験」を浸透させていくとともに、再生可能エネルギーの普及拡大を推進していきます。なお、国内での合併会社の事業開始は2021年秋を予定しています。



英国オクトパスエナジー社

海外

海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）

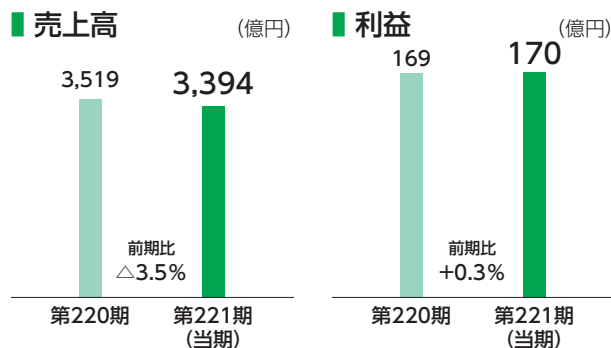


- ▶ 売上高は、豪州上流事業におけるLNGの販売単価下落等があったものの、連結子会社が増加したこと等により、前期に比べ4.4%増の459億34百万円となりました。

セグメント利益は、LNGの販売単価下落影響による粗利減等により、前期に比べ70.6%減の38億95百万円となりました。

エネルギー関連

エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等



- ▶ 売上高は、器具・工事の受注が減少したこと等により、前期に比べ3.5%減の3,394億55百万円となりました。

セグメント利益は、前期に比べ0.3%増の170億45百万円となりました。

TOPICS

米国での大規模太陽光発電事業の取得

2020年8月、米国再生可能エネルギー開発事業者のヘカテナジー社が米国テキサス州で開発を進めていた最大出力63万kWの大規模太陽光事業「アクティナ太陽光発電事業」を取得しました。

本事業は、2021年度中の段階的な商業運転開始を目指しており、建設から運転開始後の事業運営までを当社グループ主導で手掛ける初めての海外太陽光発電事業となります。



アクティナ太陽光発電 (米テキサス州)

TOPICS

東京建物の物流施設「T-LOGI」 再生可能エネルギーを活用した環境配慮の取り組み

2020年12月、東京建物と当社は持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーを活用した環境配慮の取り組みを実施することを目的とし、基本協定書を締結しました。

取り組みの第一弾として、東京建物が開発した物流施設「T-LOGI（ティーロジ）久喜」に可能な限り大容量の太陽光パネルを設置。発電した電力は施設構内で消費し、「T-LOGI久喜」で消費しきれない余剰電力については、東京建物が所有する商業施設「スマーク伊勢崎」に当社グループのサービス「ソーラーアドバンス」*1を活用して自己託送*2する予定です。

*1：当社グループで太陽光発電システムの設計・施工・保守管理を行い、発電した電気は自家消費いただく、お客さまからサービス料金をお支払いいただく仕組み

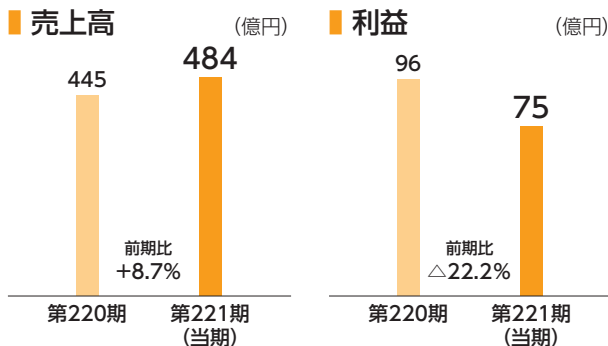
*2：自家発電設備を設置する者が、発電した電気を送配電ネットワークを介して、別の場所にある施設等に送電すること



T-LOGI 久喜 建物外観

不動産

土地および建物の賃貸・管理等

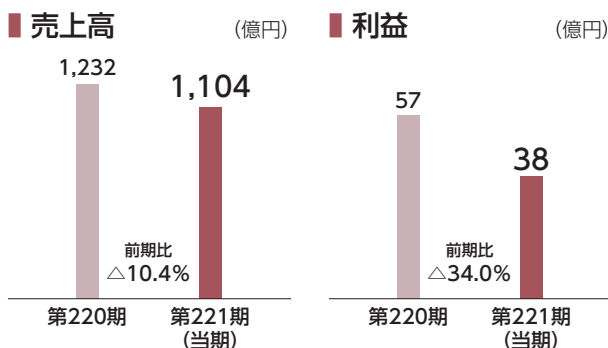


- ▶ 売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大によるホテルの稼働減等があったものの、土地・建物賃貸料収入の増加等により、前期に比べ8.7%増の484億22百万円となりました。

セグメント利益は、ホテルの稼働減等により、前期に比べ22.2%減の75億45百万円となりました。

その他

情報処理サービス事業、船舶事業等



- ▶ 売上高は、IT子会社のシステム受注の減少等により、前期に比べ10.4%減の1,104億24百万円となりました。

セグメント利益は、システム受注の減少等売上高の減少等により、前期に比べ34.0%減の38億7百万円となりました。

TOPICS

[TOKYO SPORT PLAYGROUND] と [新豊洲UNIVERSAL COOL SPOT] がオープン

東京ガス不動産所有の豊洲用地内に、環境配慮・バリアフリーのスポーツパーク [TOKYO SPORT PLAYGROUND] と、当社が運営するユニバーサルグッズや最新式の車いすを体験できる [新豊洲UNIVERSAL COOL SPOT] が、2020年10月10日～2021年9月20日までオープンしています。

当社は、東京ガス豊洲スマートエネルギーセンターから豊洲市場をはじめとする各施設へエネルギーを供給するとともに、世界中の人々が行き交う豊洲のブランド価値向上に取り組みながら、街づくりにも貢献しています。



TOKYO SPORT PLAYGROUND 全景



新豊洲UNIVERSAL COOL SPOT
背面の障がい者アート

TOPICS

LNG共同輸送における初受入れ

2020年6月、広島ガスと当社ならびに東京エルエヌジータンカーは、LNG共同輸送契約*締結後、初となるLNGの受入れを広島ガス廿日市工場にて実施しました。

広島ガスと当社は、双方のお客さまのメリットにつながるエネルギー輸送の効率化および安定的な供給の実現により、今後も都市ガスの安定供給と天然ガスの普及拡大に努めてまいります。

* 2020年2月に締結。2020年度から2027年度までの8年間、広島ガスと東京ガスがロシア・サハリンから調達するLNGの一部を東京エルエヌジータンカーが保有・管理するLNG船に同時に積載し、輸送する契約



当日の受け入れの様子 (広島ガス廿日市工場)

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,464億31百万円でした。

供給設備では、本支管551kmの期中増加があり、期末の総延長は65,096kmとなりました。

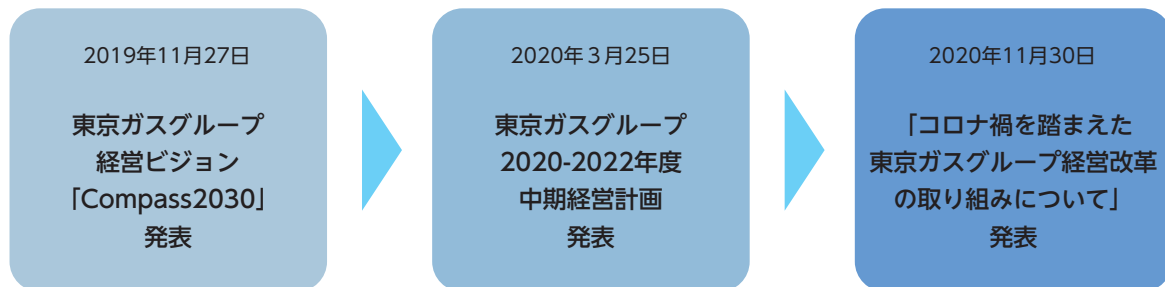
(4) 資金調達の状況

当期は第58回・第59回・第60回・第61回・第62回・第63回・第64回・第65回・第66回無担保社債の発行および借入金により計1,200億円調達いたしました。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ1,609億22百万円増加の1兆659億88百万円となりました。

(5) 対処すべき課題

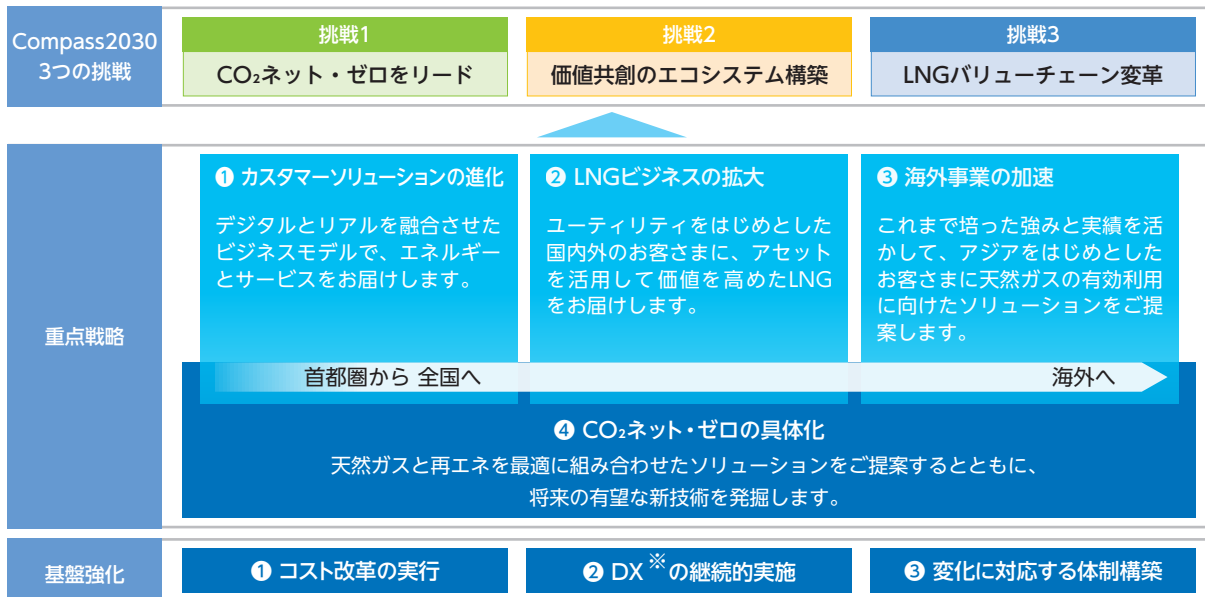
東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向けて

- 2019年11月に発表した東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向け、2020年3月に2020年度からの3年間の中期経営計画を、2020年11月には「コロナ禍を踏まえた東京ガスグループ経営改革の取り組みについて」を発表しました。



東京ガスグループ2020-2022年度中期経営計画

■ 全体像



※デジタルトランスフォーメーション：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること

■ 主要計数 (2020年3月 2020-2022年度中期経営計画発表時点)

KGI	2019年度	2022年度
営業利益+持分法利益	1,185億円	1,400億円
財務指標		
	2019年度	2022年度
ROA	3.1%	4%程度
ROE	6.6%	8%程度
D/Eレシオ	0.78	0.9程度

KPI	2019年度	2022年度
お客さまアカウント数 (年度末)	1,220万件	1,480万件
天然ガス取扱量 (年度)	1,670万トン	1,700万トン
海外セグメント利益 (年度)	125億円	160億円
CO ₂ 削減貢献 (基準年: 2013年度)	500万トン	650万トン
再エネ取扱量 (年度末)	59万kW	200万kW
コスト改革 (2019年度比)	—	△300億円

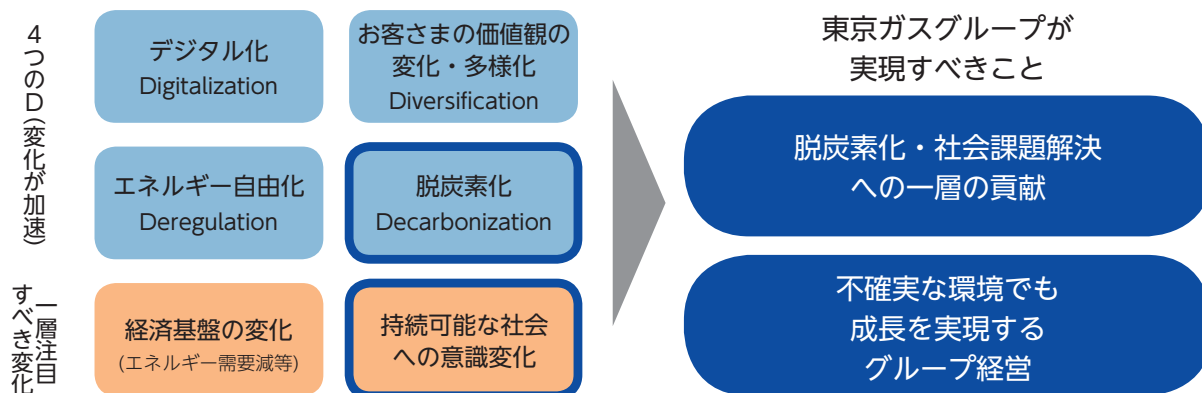
※2019年度数値は、計画策定時の見通し値

コロナ禍を踏まえた東京ガスグループ経営改革の取り組みについて（2020年11月発表）

新型コロナウイルスは私たちの暮らしや社会活動に大きな衝撃を与えています。また、世界的な脱炭素化の傾向がさらに加速するなど、持続可能な社会への意識は急速に高まっています。私たちはこのパラダイムシフトを自らリードすべく、ESGの視点を一層重視した経営を深化していきます。ESGの視点を一層重視することは、グループ経営ビジョン「Compass2030」に掲げた3つの挑戦（CO₂ネット・ゼロをリード、価値共創のエコシステム構築、LNGバリューチェーンの変革）の加速に他なりません。東京ガスグループは3つの挑戦を加速し、持続可能な社会の実現に貢献することで、みなさまとともに成長していきます。

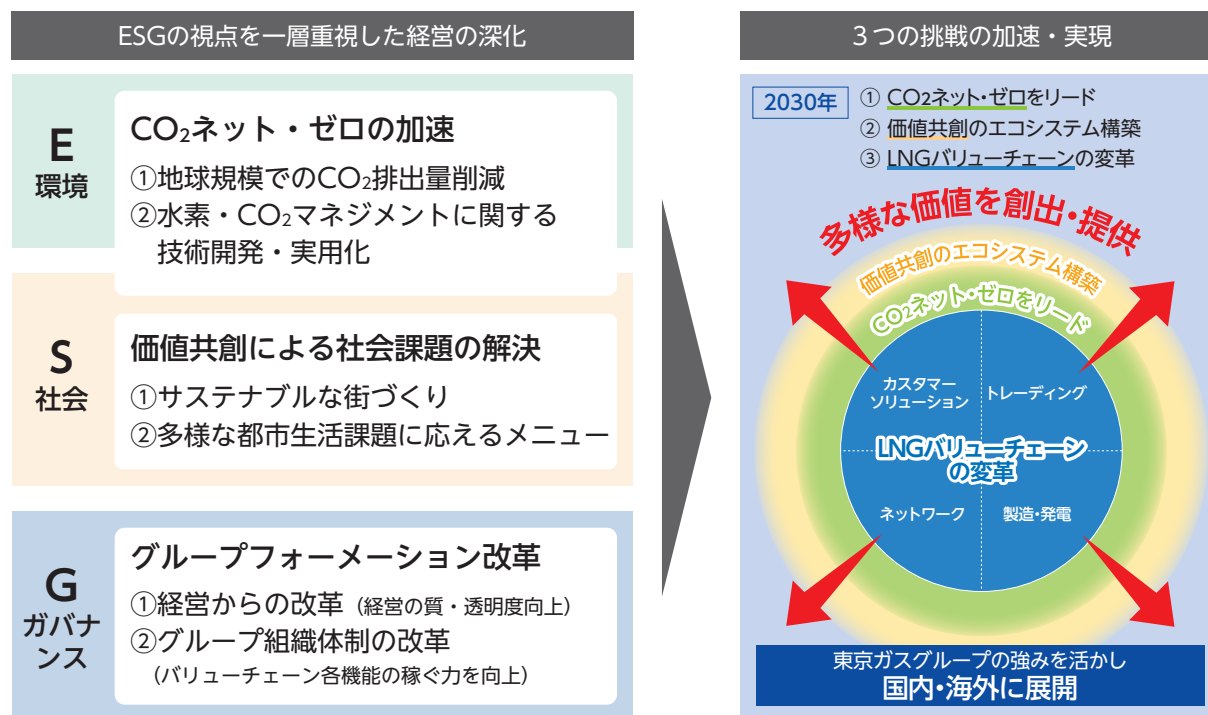
■ コロナ禍を踏まえた環境認識

- Compass2030、2020-2022中期経営計画の策定時に想定した環境変化（4つのD：デジタル化、お客さまの価値観の変化・多様化、エネルギー自由化、脱炭素化）は、コロナ禍を受けて、大きな方向性は変わらないものの変化のスピードが加速しています。特に、世界的な脱炭素化の潮流は、想定をはるかに超えるスピードで進展しています。
- また一層注目すべき変化として、経済基盤の変化等も背景とした持続可能な社会への意識の高まりも見られています。
- このような環境下において東京ガスグループが実現すべきことは、「脱炭素化・社会課題解決への一層の貢献」、「不確実な環境でも成長を実現するグループ経営」であると考えます。



ESGの視点を一層重視した経営の深化（3つの挑戦の加速）

- 私たちは、引き続きエネルギーの安定供給・安全確保を中心に据えながら、ESGの視点を一層重視した経営を深化します。
- 「CO₂ネット・ゼロの加速」「価値共創による社会課題の解決」「グループフォーメーション改革」を実行することで、Compass2030に掲げた「3つの挑戦」を加速し、Compass2030を実現していきます。
- 世の中が変化する中で東京ガスグループにできることは何か、今後も常に試行錯誤し、取り組みを拡大し続けていきます。



E：環境 CO₂ネット・ゼロの加速

再生可能エネルギー電源の導入拡大

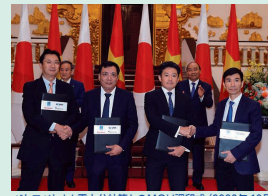
- 米国太陽光発電や国内木質バイオマス発電等大規模投資により、計画を上回るペースで再生エネルギー規模を獲得（136.5万kW）。
- 国内外における浮体式洋上風力開発を推進するため、米国プリンシプル・パワー社（2020年5月に出資）が開発・保有する浮体システム技術を活用する等、技術獲得も実施。
- エネルギー政策や経済動向を見極め、さらなる電源獲得・事業展開を目指す。



Photo courtesy of Principle Power. Artist：DOCK90

天然ガスの有効利用拡大

- 東南アジアにおけるLNGインフラ普及のために、当社グループの強みと実績を活かし、各現地パートナーとの連携を強めて事業化を推進。



ベトナム電力公社等とのMOU調印式（2020年10月）

カーボンニュートラルなエネルギーの普及促進

- 地球規模ではCO₂がオフセットされたカーボンニュートラルLNGの更なる普及拡大を目的とした「カーボンニュートラルLNGバイヤーズアライアンス」を設立。



ホテルニューオータニ（東京）にカーボンニュートラル都市ガスを供給開始（2020年10月）

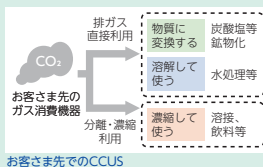
水素製造コストの低減

- 将来、メタネーション*にも活用可能な水素の技術開発に注力。燃料電池開発で培った技術・ノウハウを活用し、水電解装置の低コスト化開発を加速。

*水素とCO₂から都市ガスの主成分であるメタンを合成すること

CO₂のマネジメント技術開発

- お客さま先で排出されるCO₂を回収し、活用する技術開発、サービス化を加速。お客さまとの共同実証を経て、2023年度のサービス化を目指す。



お客さま先でのCCUS

- CO₂を微細気泡化し、効率的に地下貯留するマイクロバブル技術をRITE（地球環境産業技術研究機構）と共同開発。国内外で実証試験を実施。



RITEと特許を共同保有
(CO₂を微細気泡化した地下貯留)
【出典】RITE講演資料

S：社会 価値共創による社会課題の解決

レジリエンス・環境性能を高めた街づくり

- 熱と電気をICT（情報通信技術）により的確にマネジメントする分散型エネルギーシステム・スマートシティの拡大を通じて、都市の防災力の飛躍的な向上と、環境に優しく快適な街づくりに広いエリアで貢献。

（具体例）

- ・JR東日本グループと「株式会社えきまちエナジークリエイト」を設立（2020年4月）し、品川開発プロジェクトにおける先進的な環境・エネルギー技術を取り入れた街づくりに取り組む。
（左画像：品川開発プロジェクトイメージパース（画像提供：JR東日本））
- ・八重洲二丁目において、三井不動産とともに、周辺エリアに対して電気・熱を供給するエネルギープラントを設置。
（右画像：八重洲二丁目地区北地区イメージパース（画像提供：三井不動産））



海外における展開

- ・海外においても、当社グループのノウハウを活用したサステナビリティ・レジリエンスを高めた再開発事業等を展開し、各地域の課題解決に貢献。

（具体例）東京ガスエンジニアリングソリューションズは、出資したバンコクスマートエナジー社を通じて、タイでの再開発事業「ワンバンコク」における地域冷房および電力の配電事業を開始予定。



タイワンバンコク完成予想図

暮らしの課題解決

- ・ガス機器まわりに加え、お困りごとの多い水まわりにサービス範囲を拡大。今後、家事代行・家事支援へと展開予定。

「ガス機器スペシャルサポート」電気設備・水まわりオプション開始（2020年10月）



- ・お客さまデータを蓄積・解析し、作業品質向上やお客さまの手間・時間削減等により、お客さま満足度を向上。

エネルギーメニューの多様化

東京ガスグループがお客さまの建物の屋根・敷地に太陽光発電設備を設置・所有し、発電電力を設置したお客さまに供給する「太陽光発電の第三者所有モデル」により工場・戸建住宅・マンション・ビル等の幅広いお客さまに、再生可能エネルギーを導入しやすいサービスを提供。



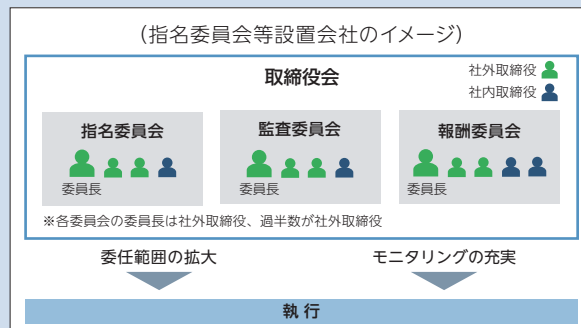
G：ガバナンス グループフォーメーション改革

業界をリードするコーポレートガバナンス改革

- 都市ガス業界（一般ガス導管事業者）初^{*1}の指名委員会等設置会社^{*2}へ移行。
- 取締役会の監督機能の強化（取締役会は経営全体を俯瞰し、大きな政策決定とモニタリングへ集中）。執行への委任範囲を大幅に拡大し、意思決定スピードを向上。
- 指名委員会・監査委員会・報酬委員会の設置により、経営の透明度を一層向上。

*1:当社調べ

*2:東京証券取引所上場企業で67社（2020年8月現在）



グループ組織体制の改革

- 2022年4月に導管新社を設立することを契機に、事業子会社・社内カンパニー（疑似分社）からなるホールディングス型グループ体制へ移行。
- 当社グループならではのLNGバリューチェーンのつながりを活かしつつ、事業子会社・社内カンパニーの自律的な成長を実現する仕組みを整備。
- 2021年4月に、本改革を推進する専門組織を設置。

(自律的な成長を実現する仕組み)

各事業子会社・社内カンパニーへの権限委譲

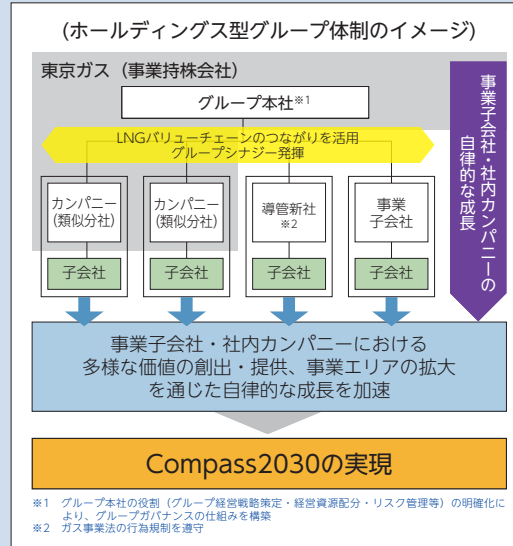
各事業子会社・社内カンパニーの事業特性に応じた権限委譲により、市場変化・お客さまニーズに迅速に対応する機動的な意思決定を実現

成果にこだわる仕組み

事業子会社・社内カンパニーの成果をトップの評価に一層反映し、これまで以上に稼ぐ力や成果にこだわる組織に変革

事業特性を踏まえた人材活用

各事業・グループの成長を担う人材（経営人材・専門性の高い人材等）を、グループ外からも含めて大胆に登用・育成



Q&A

Q1 CO₂ネット・ゼロに向け、天然ガスの取り扱いは縮小していきますか。

化石燃料で最も環境負荷が小さく調整力に優れた天然ガスと再生可能エネルギーを組み合わせることが脱炭素社会に近づく現実的な解であると考えます。またグローバルに見ても、今後天然ガスを導入することでCO₂排出量を削減できる余地は大きく、天然ガスの役割は大きくなっていくため、当社グループは天然ガス取扱量の拡大を経営ビジョンで掲げています。

Q2 CO₂ネット・ゼロに関する取り組みは将来の利益貢献につながりますか。

当社グループは、今まで培ってきた強みである天然ガス利用技術や既存インフラを活用可能なメタネーションを始めとした脱炭素ガス体エネルギーの普及拡大に取り組みます。さらに、再生可能エネルギーを中心とした脱炭素電力を供給し、需要側の最適エネルギーマネジメントと組み合わせていきます。当社グループは、CO₂ネット・ゼロに関する取り組みを事業の柱に育て、カーボンニュートラル社会の実現に貢献し、グループ全体の成長につなげていきます。

Q3 洋上風力発電についての取り組み状況を教えてください。

2018年4月に鹿島港洋上風力発電事業、2020年8月には千葉洋上風力株式会社に出資参画し、着床式洋上風力の事業開発を推進しています。また、2020年5月には浮体式洋上風力の浮体基礎技術を保有する米プリンシプル・パワー社への出資参画を行い、浮体式洋上風力に関する具体的な検討も実施しております。今後も、地域の皆さまのご理解を得ながら、国内外のパートナーとの連携を図りつつ、様々な地域にて、当社の風力事業を展開していきます。

Q4 アジア地区でのLNG拡大の方針を教えてください。

アジアを中心にLNGインフラの開発を進めており、今後も同エリアでの開発に注力していく方針です。国内で培ったエンジニアリング事業の強みを生かしつつ、当社に不足する経営資源（案件開発実績や情報網・人脈など）を有する現地パートナーと共に検討を進めています。

Q5 カーボンニュートラルLNGの取り組みや位置付けを教えてください。

当社はカーボンニュートラルLNGという新たな取り組みを、低炭素・脱炭素社会を目指す「CO₂ネット・ゼロ」の一手段として位置付け、カーボンニュートラルLNGの普及拡大とその利用価値の向上を目指します。今後も、お客さまのニーズやご要望の規模に合わせ、新たなカーボンニュートラルLNGを調達するとともに、このような低炭素・脱炭素社会実現に向けた取り組みにご賛同いただけるお客さまと共にPR活動等を実施していきます。

Q6 水素に関する技術開発について、具体的にどこに注力するのですか。

水素社会を実現する際の最大の課題はコストであり、その大半を占めるのが「作る（水素製造）コスト」であることから、燃料電池開発で培った技術・ノウハウを活用し、安価な水素を製造する技術開発に注力していきます。

Q&A

Q7 人材の多様性確保や人材活用の取り組みはどうなっていますか。

「3つの挑戦」を推進する上で必要となる、デジタル・トレーディング・事業開発・M&A等の多様な専門性、経験等のバックグラウンドを持つ人材を様々な手法で採用していきます。また、そうした多様な人材が強みを活かして活躍できる人事制度、柔軟で自律的に働ける環境整備、挑戦と失敗から学ぶ企業文化の醸成等を行います。

Q8 環境と災害を意識したサービスの最近の事例はありますか。

2021年4月にウェザーニューズ社の気象情報と連携し、停電時の継続運転が可能な新型エネファームの販売を開始しました(パナソニック製)。また同月に、野村不動産ビルディングと「東京ガス野村不動産エナジー」を設立し、(仮)芝浦一丁目計画において、熱や電力のエネルギーを供給するとともに、近接の芝浦地域冷暖房センターとエネルギーを融通することにより、周辺エリアを含む地域全体の環境負荷低減と防災対応力強化を実現していきます。

Q9 「住まいのお困りごとなら東京ガス」とありますが、具体的にどのようなことでしょうか。

市場規模・成長性や当社との事業親和性等の観点から「人」と「住まい」を対象に、①住宅設備、②家事支援、③見守りを重点的取り組み領域と定め、お客さまに「安心」「心のゆとり」をご提供できるサービス展開・開発を行うことで、お困りごとがあった時に東京ガスを想起していただける存在を目指します。

Q10 指名委員会等設置会社への移行の背景と考え方を教えてください。

当社グループを取り巻く創立以来ともいえる環境変化を踏まえ、経営が自ら「挑戦と革新」を行うべく、指名委員会等設置会社に移行し、コーポレート・ガバナンスの強化を行うことにしました。当社グループは、指名委員会等設置会社への移行により、環境変化や事業領域の拡大に対して、執行による適正かつ迅速な意思決定と取締役会による監督機能の強化を図ってまいります。

Q11 ホールディングス型グループ体制への移行の背景と考え方について教えてください。

環境変化のスピードが加速しており、市場動向・お客さまニーズ等に応じた、より迅速な意思決定と各組織の自律的な成長が必要です。当社グループならではのLNGバリューチェーンを活かしつつ、疑似分社である社内カンパニーと事業子会社を併存させたホールディングス型グループ体制が、最適なグループ機構であると考えております。

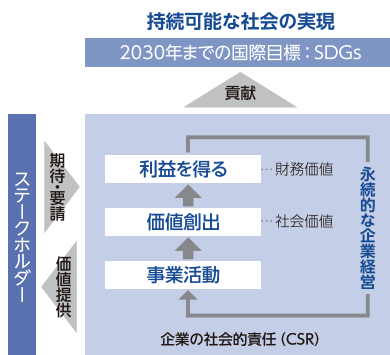
Q12 法的分離に向けた準備状況を教えてください。

法的分離の趣旨である導管部門の更なる中立性の確保を大前提にしつつ、天然ガスの安定供給や利用拡大、保安レベルの維持・向上といった視点も大切にしながら対応しています。各種業務運営の試行・検証を重ねるとともに、法令に従った会社分割手続を進めており、2022年4月の法的分離に向けて滞りなく準備を行っています。

当社グループのサステナビリティ推進とSDGs達成への貢献

当社グループは、「事業活動を通じた社会課題の解決によって社会価値および財務価値を創出し、持続的な企業経営を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献していくこと」をサステナビリティ推進の考え方としており、この考え方に沿って、事業活動を通じてSDGsの達成に幅広く貢献していくことを目指しています。

<サステナビリティ推進の考え方>



<サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）とSDGsとの関係>

SDGs17の目標		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
ゼロをリード 天然ガスを扱うリーディングカンパニーとしてCO2ネット・ゼロをリード	気候変動						●												
	エネルギーへのアクセス																		
	安全と防災																		
	顧客価値創造																		
社会との良好な関係	資源効率・循環型社会																		
	地域社会との関係構築																		
	ダイバーシティ																		
	働きがい・労働生産性																		
責任ある企業として の行動	サプライチェーンマネジメント																		
	情報セキュリティ																		
	ガバナンス・コンプライアンス																		

※上記関係は東京ガスグループの取り組みの変更に併せて適宜見直しを行っていくものです。

※当社グループの取り組みの詳細は、サステナビリティレポート (<https://tokyo-gas.disclosure.site/ja/>) をご参照ください。

<取り組み事例>

レジリエンス・環境性能を高めた街づくり

39ページ参照

再生可能エネルギー電源の拡大

38ページ参照

エネルギーメニューの多様化

39ページ参照

コーポレート・ガバナンスの状況 (2021年3月31日現在)

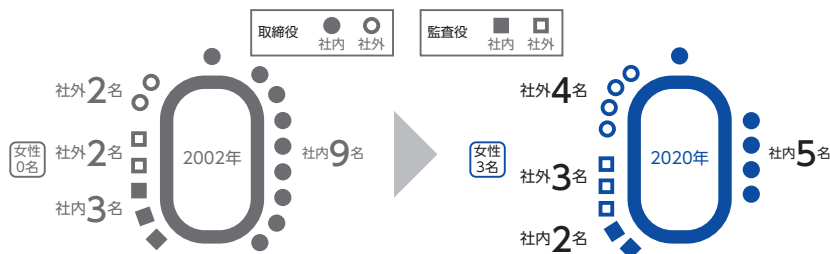
当社は、「お客さま、株主の皆さま、社会から常に信頼を得て発展し続けていく」という経営理念のもと、経営の適法性・健全性・透明性を担保しつつ、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化および経営・執行責任の明確化を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ることによって、企業価値の向上を目指してまいります。

取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて職務の執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務の執行を監督しています。

当社の取締役会は9名で構成され、うち4名が社外取締役です。経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としています。

〈ガバナンスの進化 (取締役会の構成)〉



監査役会

監査役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、監査役会を構成する社外監査役3名を含む5名の監査役が、監査方針等を協議・決定するとともに、各監査役から監査の実施状況等の報告を受けています。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、本社および事業所での業務等の状況調査、ならびに会計監査人等との意思疎通などを通じ情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、説明を求め、意見を表明し、取締役の職務の執行を監査しています。

諮問委員会

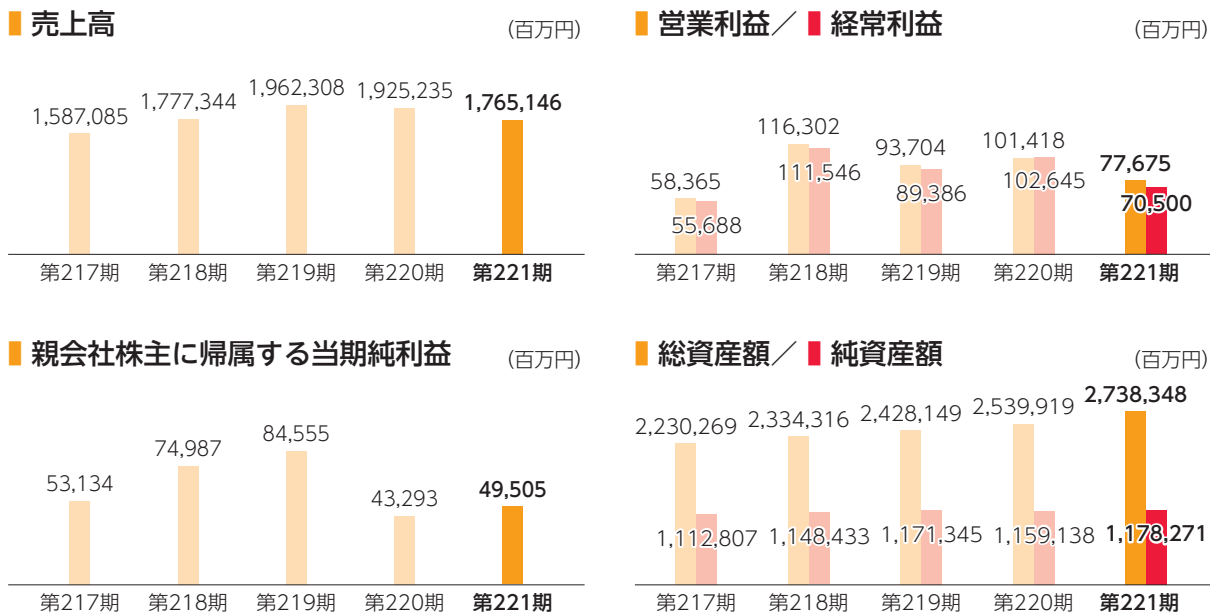
当社は2005年2月より経営の客観性・透明性の確保を図ることを目的に、諮問委員会を設置しています。委員会は取締役会長および取締役社長ならびに取締役会が選定した役員により5名以内で構成し、過半数を社外役員、委員長も社外役員としております。

諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき役員候補者および役員報酬について、公正かつ適格な審議を行い取締役会に答申しています。また、社外役員候補者についてはその独立性についても審議しています。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第217期 (2017年3月期)	第218期 (2018年3月期)	第219期 (2019年3月期)	第220期 (2020年3月期)	第221期 (2021年3月期)
売上高	(百万円)	1,587,085	1,777,344	1,962,308	1,925,235	1,765,146
営業利益	(百万円)	58,365	116,302	93,704	101,418	77,675
経常利益	(百万円)	55,688	111,546	89,386	102,645	70,500
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	53,134	74,987	84,555	43,293	49,505
1株当たり当期純利益	(円)	115.09	164.12	187.60	97.86	112.26
総資産額	(百万円)	2,230,269	2,334,316	2,428,149	2,539,919	2,738,348
純資産額	(百万円)	1,112,807	1,148,433	1,171,345	1,159,138	1,178,271
1株当たり純資産額	(円)	2,398.70	2,487.58	2,575.99	2,602.53	2,616.37

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第217期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。



(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,654,337千米ドル	100.00	豪州における上流関連事業への出資
Tokyo Gas America Ltd.	1,516,595千米ドル	100.00	米州における上流関連事業等への出資
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	324,432千Sドル	100.00	東南アジアにおける中下流事業への出資
東京ガス不動産株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の開発・賃貸・管理・仲介
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび 総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	66.60	L P G の 販 売
株式会社キャプティ	1,000百万円	60.00	ガス配管・給排水・空調 工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関する クレジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
ティーjeeプラス株式会社	60百万円	100.00	LNGの調達および販売
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業

(注) 上記の重要な子会社16社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は122社です。

(8) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

当社は、2020年4月1日付で当社が所有し主に事業所や事業用地、福利厚生施設として利用する不動産およびこれに関わる保有、維持、管理、運営、賃貸借、売買等の不動産事業に関する権利義務を東京ガス不動産株式会社に吸収分割により承継いたしました。

(9) 主要な営業所など（2021年3月31日現在）

① 当 社

本 社	(東京都港区)
支社・支店 事業部	東京中支店（東京都目黒区） 東京西支店（東京都立川市） 東京東支店（東京都荒川区） 千葉支社（千葉県千葉市） 埼玉支社（埼玉県さいたま市） 神奈川支社（神奈川県横浜市） 横浜支店（神奈川県横浜市） 川崎支店（神奈川県川崎市） 神奈川西支店（神奈川県相模原市） 日立支社（茨城県日立市） 群馬支社（群馬県高崎市） 宇都宮支社（栃木県宇都宮市） 茨城事業部（茨城県水戸市） つくば支店（茨城県つくば市）
導管事業部	中央導管事業部（東京都港区） 西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区） 北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市） 袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市） 日立LNG基地（茨城県日立市）

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア パース	東京エルエヌジータンカー株式会社	東京都港区
Tokyo Gas America Ltd.	アメリ カン ヒュー ストン	東京ガスエネルギー株式会社	東京都港区
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	シンガ ポール	株 式 会 社 キ ャ プ テ ィ	東京都墨田区
東京ガス不動産株式会社	東 京 都 港 区	東京ガスケミカル株式会社	東京都港区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東 京 都 港 区	東京ガスリース株式会社	東京都新宿区
Tokyo Gas International Holdings B. V.	オラ ンダ アム ステル ダム	東京ガスiネット株式会社	東京都港区
株 式 会 社 扇 島 パ ワ ー	神奈川 県横 浜市	ティージェープラス株式会社	東京都港区
長 野 都 市 ガ ス 株 式 会 社	長 野 県 長 野 市	株 式 会 社 ニ ジ オ	東京都港区

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業	従業員数 (前期末比増減)
ガ ス	6,151名 (△295名)
電 力	316名 (△2名)
海 外	274名 (+166名)
エ ネ ル ギ ー 関 連	5,195名 (+31名)
不 動 産	1,015名 (△49名)
そ の 他	3,033名 (+415名)
全 社	874名 (+1名)
合 計	16,858名 (+267名)

(注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入・出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 全社とは、一般管理部門を指します。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
6,882名（△ 333名）	42.3歳	15.7年

- (注) 1. 従業員数は常勤の就業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	98,779
株式会社国際協力銀行	62,746
三井住友信託銀行株式会社	41,059
株式会社みずほ銀行	31,850
農林中央金庫	28,000
明治安田生命保険相互会社	28,000
信金中央金庫	26,000
株式会社三菱UFJ銀行	21,439
住友生命保険相互会社	20,500
第一生命保険株式会社	18,500

- (注) シンジケートローンの内訳は、株式会社日本政策投資銀行を幹事とする協調融資15,000百万円、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資10,000百万円、JPMorgan Chase Bank, N.A.を幹事とする協調融資42,621百万円、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資18,680百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資11,460百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資1,018百万円です。

2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 1,300,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 442,436,059株
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主数 106,593名
(5) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	37,661	8.54
日本生命保険相互会社	31,296	7.10
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	21,788	4.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	12,744	2.89
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,692	1.97
第一生命保険株式会社	8,432	1.91
J P モルガン証券株式会社	7,509	1.70
富国生命保険相互会社	7,472	1.69
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口	7,098	1.61
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,811	1.54

(注) 持株比率は自己株式 (1,437,924株) を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①事業年度末における保有自己株式
普通株式 1,437,924株

3 新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
広瀬道明	取締役会長	
内田高史	代表取締役社長 社長執行役員	
高松勝	代表取締役 副社長執行役員	リビングサービス本部長
野畑邦夫	代表取締役 副社長執行役員	エネルギーソリューション本部長、サステナビリティ推進部担当
笹山晋一	取締役	エネルギー需給本部長
斎藤一志	社外取締役	グローブシップ株式会社社外取締役
高見和徳	社外取締役	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
枝廣淳子	社外取締役	有限会社イズ代表取締役 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 大学院大学至善館教授 株式会社下川シーズ代表取締役 株式会社未来創造部代表取締役
引頭麻実	社外取締役	味の素株式会社社外監査役 A I G ジャパン・ホールディングス株式会社社外監査役
荒井英昭	常勤監査役	
中島功	常勤監査役	
信時正人	社外監査役	
野原佐和子	社外監査役	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 S O M P O ホールディングス株式会社社外取締役 第一三共株式会社社外取締役
大野弘道	社外監査役	株式会社めぶぎフィナンシャルグループ社外取締役

- (注) 1. 代表取締役の高松勝は、2021年3月31日付で代表取締役および副社長執行役員を退任いたしました。
 2. 代表取締役の野畑邦夫は、2021年4月1日付で担当が導管ネットワークカンパニー長へと変更になりました。
 3. 常勤監査役の中島功および社外監査役の大野弘道は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 4. 当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。
 5. 当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 (月例報酬)	業績連動報酬		
			月例報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	323	241	49	32	6
監査役 (社外監査役を除く)	74	74	-	-	2
社外取締役	45	39	-	6	5
社外監査役	35	35	-	-	4

- (注) 1. 上記には、第220回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名の分が含まれていません。
2. 取締役(社外取締役含む)の月例報酬は、第205回定時株主総会(2005年6月29日)で取締役全員(12名)に対し月額50百万円以内、賞与額は第206回定時株主総会(2006年6月29日)で取締役全員(12名)に対し年額90百万円以内と承認可決されています。
3. 監査役(社外監査役含む)の月例報酬は、第190回定時株主総会(1990年6月28日)で監査役全員(5名)に対し月額12百万円以内と承認可決されています。

(3) 会社役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、「役員報酬に関わる基本方針」を定めており、2021年2月24日開催の取締役会において、以下のとおり改定を決議いたしました。

- ① 役員の役割と役員報酬
役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、役員報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとします。
- ② 役員報酬の水準
役員報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとします。
- ③ 取締役報酬とその構成
 - i. 取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとします。
 - ii. 社内取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。
 - ・月例報酬は、個人の役位に応じて支給する固定報酬と業績連動報酬で構成します。固定報酬の一部は、株式購入ガイドラインに基づき、経営に株主の視点を反映するとともに長期的に株主価値の向上に努める観点から、株式購入に充当することとします。業績連動報酬は、経営戦略の実行を強く動機づけるとともに、期間業績結果を明確に報酬に反映する観点から、全社業績および部門業績の達成度等を役位に応じて評価し、報酬額を決定します。
 - ・賞与は、期間業績結果を評価し、役位に応じて支給額を決定します。
 - iii. 社外取締役の報酬は、月例報酬と賞与で構成します。月例報酬は固定報酬のみとし、賞与については社内取締役と同様とします。
 - iv. 業績連動報酬の総額に占める割合は、業績目標達成時、業務執行を担う取締役は概ね3割強、業務執行を担わない取締役は概ね1～2割で構成します。

④ 監査役報酬とその構成

- i. 監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で支給することとし、監査役の協議により決定します。
- ii. 監査役の報酬は、固定報酬からなる月例報酬のみで構成します。

⑤ 役員報酬制度の客観性・透明性の確保

社外取締役、社外監査役および社内取締役の一部からなる役員人事・報酬制度等に関する「諮問委員会」（委員の半数以上は社外取締役または社外監査役とし、かつ委員長は社外取締役または社外監査役が就任）を設置、運営し、役員報酬制度の客観性・透明性を確保します。

なお、当該事業年度の役員報酬に関する事項は、「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、当期純利益（連結）等の全社業績指標の目標達成状況および取締役の部門業績（個人別評価）のプロセス・結果等について、2020年5月19日開催の諮問委員会において審議し、2020年5月20日開催の取締役会において承認決議しました。

(4) 業績連動報酬に係る事項

【月例報酬】業績連動報酬については、目標達成に向けたインセンティブとして機能させるため、業務執行を担う取締役に対して、全社業績指標（①親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期純利益（連結））、②営業キャッシュフロー（連結）、③ROE（連結））の評価結果、および各取締役の部門業績（個人別評価）を用いて報酬額を決定します。なお、全社業績指標と部門業績（個人別評価）の割合は、職責に応じた役位ごとに決定します。

<2019年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	860億円	433億円	50.4%
営業キャッシュフロー（連結）	2,530億円	2,130億円	84.2%
ROE（連結）	7.3%	3.8%	52.1%

【賞与】役員は最終的な利益に責任を持つという考え方から、取締役（社外取締役含む）に対して当期純利益（連結）の目標達成率を指標として用います。支給額は職責に応じた役位ごとに目標達成率に応じて決定します。

<2019年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	860億円	433億円	50.4%

(5) 社外役員に関する事項

役員区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外取締役	斎藤 一志	12/12回 (100%)	—	<p>不動産業における海外事業によって培われた国際感覚、幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。</p> <p>取締役会に12回中12回出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p> <p>また、諮問委員会の委員長を務め、会社業績等の評価を人事に反映させるなど、取締役の監督に務めております。</p>
	高見 和徳	12/12回 (100%)	—	<p>電機産業における幅広い事業展開によって培われた経営能力、幅広い視野および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。</p> <p>取締役会に12回中12回出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p> <p>また、諮問委員会の委員を務め、会社業績等の評価を人事に反映させるなど、取締役の監督に務めております。</p>
	枝廣 淳子	12/12回 (100%)	—	<p>経営者としての経験、環境に関わる高度な専門性および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。</p> <p>取締役会に12回中12回出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p>
	引頭 麻実	10/10回 (100%)	—	<p>企業経営に関する深い経験、金融分野における高度な専門性および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っています。</p> <p>取締役会に10回中10回出席し、独立した立場から取締役の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。</p>

役員区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外監査役	信時正人	11/12回 (91%)	13/14回 (92%)	会社員、地方公共団体の職員としての豊富な経験や高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
	野原佐和子	12/12回 (100%)	14/14回 (100%)	経営者としての経験、ITに関わる高度な専門性および高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。
	大野弘道	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	経営者としての経験、財務および会計に関わる専門性および高い見識から、取締役会および監査役会において、適宜適切な発言を行っています。

- (注) 1. 当社は、各社外取締役および各社外監査役を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出しています。
2. 引頭麻実および大野弘道については、2020年6月の就任以降の状況を記載しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	138	9
連 結 子 会 社	140	5
計	278	15

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 監査役会は、当社の会計監査に関する会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、報酬等の額について検討を行い、会社法第399条に基づく同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD.およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務、および託送収支計算書に関する業務等を非監査業務として委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査役会は、会計監査人の独立性、専門性、品質管理等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2012年1月31日開催の取締役会において、以下のとおり「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」の改定を決議しております。

当社グループは、首都圏を中心に1000万件超のお客さまへ安全かつ安定的に都市ガスを供給するとともに、ガス、熱、電力など各種エネルギーやそれらの付加価値のベストミックスをお客さまへ提供し、「快適な暮らしづくり」と「環境に優しい都市づくり」に貢献するなど、極めて公益性の高い事業を展開しており、お客さま、株主の皆さまをはじめ、社会から常に信頼を得て発展し続けることを経営理念としています。

当社は、この経営理念および中長期の経営戦略に基づき、長期に安定した経営を行うとともに、お客さま、株主の皆さま、その他のステークホルダーの皆さまに対し安定的かつバランスの取れた利益の配分を行うことにより、着実な企業価値の向上を実現していくことを経営の基本方針としております。株主さまへの還元につきましては、別に定める「剰余金の配当等の決定に関する方針」に基づいて実施していきます。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 2021年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
固定資産	2,187,623	固定負債	1,145,067
有形固定資産	1,495,927	社債	474,998
製造設備	231,177	長期借入金	458,881
供給設備	594,662	繰延税金負債	24,269
業務設備	15,992	退職給付に係る負債	58,416
その他の設備	564,495	ガスホルダー修繕引当金	3,172
休止設備	316	保安対策引当金	349
建設仮勘定	89,283	器具保証引当金	10,843
無形固定資産	295,637	ポイント引当金	1,635
のれん	5,320	資産除去債務	23,313
その他無形固定資産	290,316	その他固定負債	89,188
投資その他の資産	396,057	流動負債	415,010
投資有価証券	230,782	1年以内に期限到来の固定負債	108,704
長期貸付金	57,279	支払手形及び買掛金	84,265
退職給付に係る資産	114	短期借入金	5,706
繰延税金資産	47,368	未払法人税等	11,710
その他投資	60,814	その他流動負債	204,623
貸倒引当金	△301	負債合計	1,560,077
流動資産	550,725	純資産の部	
現金及び預金	157,881	株主資本	1,129,845
受取手形及び売掛金	218,985	資本金	141,844
リース債権及びリース投資資産	19,618	資本剰余金	1,145
有価証券	1,210	利益剰余金	990,762
商品及び製品	1,980	自己株式	△3,907
仕掛品	11,595	その他の包括利益累計額	23,968
原材料及び貯蔵品	46,464	その他有価証券評価差額金	22,990
その他流動資産	93,848	繰延ヘッジ損益	△11,240
貸倒引当金	△857	為替換算調整勘定	4,322
資産合計	2,738,348	退職給付に係る調整累計額	7,895
		非支配株主持分	24,457
		純資産合計	1,178,271
		負債純資産合計	2,738,348

連結損益計算書 2020年4月1日から2021年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用	
	百万円
売上原価	1,212,624
(売上総利益)	(552,522)
供給販売費	410,167
一般管理費	64,679
(営業利益)	(77,675)
営業外費用	28,379
支払利息	12,629
デリバティブ損失	9,373
雑支出	6,376
(経常利益)	(70,500)
特別損失	14,722
減損損失	10,255
投資有価証券評価損	4,466
(税金等調整前当期純利益)	(66,184)
法人税、住民税及び事業税	16,887
法人税等調整額	△1,175
当期純利益	50,471
非支配株主に帰属する当期純利益	966
親会社株主に帰属する当期純利益	49,505
合計	1,796,757

収益	
	百万円
売上高	1,765,146
営業外収益	21,204
受取利息	1,586
受取配当金	2,398
持分法による投資利益	1,482
デリバティブ利益	7,979
雑収入	7,757
特別利益	10,406
固定資産売却益	3,114
投資有価証券売却益	5,283
負ののれん発生益	2,008
合計	1,796,757

計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

東京瓦斯株式会社

資産の部	
	百万円
固定資産	1,756,152
有形固定資産	865,804
製造設備	235,770
供給設備	587,935
業務設備	12,734
附帯事業設備	5,093
休止設備	316
建設仮勘定	23,954
無形固定資産	139,800
特許権	228
借地権	1,765
のれん	71
ソフトウェア	125,816
その他無形固定資産	11,918
投資その他の資産	750,547
投資有価証券	58,125
関係会社投資	460,744
長期貸付金	28
関係会社長期貸付金	183,220
出資金	13
長期前払費用	13,973
繰延税金資産	25,685
その他投資	9,178
貸倒引当金	△421
流動資産	354,416
現金及び預金	52,611
受取手形	926
売掛金	143,407
関係会社売掛金	37,065
未収入金	11,865
製品	71
原料	27,670
貯蔵品	12,056
前払金	1,156
前払費用	1,598
関係会社短期債権	33,446
その他流動資産	33,957
貸倒引当金	△1,416
資産合計	2,110,568

負債の部	
	百万円
固定負債	917,415
社債	474,998
長期借入金	346,744
関係会社長期債務	3,096
退職給付引当金	61,576
ガスホルダー修繕引当金	2,781
保安対策引当金	349
器具保証引当金	10,843
ポイント引当金	1,635
資産除去債務	321
その他固定負債	15,068
流動負債	388,152
1年以内に期限到来の固定負債	45,909
買掛金	49,926
未払金	41,637
未払費用	47,976
未払法人税等	4,523
前受金	7,979
預り金	1,218
関係会社短期借入金	125,997
関係会社短期債務	56,577
その他流動負債	6,405
負債合計	1,305,568
純資産の部	
	百万円
株主資本	792,368
資本金	141,844
資本金	141,844
資本剰余金	2,065
資本準備金	2,065
利益剰余金	652,365
利益準備金	35,454
その他利益剰余金	616,911
固定資産圧縮積立金	5,616
海外投資等損失準備金	2,469
原価変動調整積立金	141,000
別途積立金	339,000
繰越利益剰余金	128,825
自己株式	△3,907
自己株式	△3,907
評価・換算差額等	12,631
その他有価証券評価差額金	22,408
その他有価証券評価差額金	22,408
繰延ヘッジ損益	△9,777
繰延ヘッジ損益	△9,777
純資産合計	805,000
負債純資産合計	2,110,568

損益計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	483,809	ガス事業売上高	927,817
期首たな卸高	94	ガス売上	878,911
当期製品製造原価	467,835	託送供給収益	41,676
当期製品仕入高	17,119	事業者間精算収益	7,229
当期製品自家使用高	1,168		
期末たな卸高	71		
(売上総利益)	(444,007)		
供給販売費	356,082		
一般管理費	67,544		
(事業利益)	(20,380)		
営業雑費用	125,056	営業雑収益	156,493
受注工事費用	37,563	受注工事収益	37,867
その他営業雑費用	87,492	その他営業雑収益	118,626
附帯事業費用	533,347	附帯事業収益	528,600
(営業利益)	(47,069)		
営業外費用	23,080	営業外収益	22,774
支払利息	3,782	受取利息	556
社債利息	5,381	受取配当金	1,404
社債発行費償却	488	関係会社受取配当金	6,078
デリバティブ損失	9,267	デリバティブ利益	7,787
雑支出	4,161	雑収入	6,947
(経常利益)	(46,764)		
特別損失	—	特別利益	4,786
		投資有価証券売却益	4,786
(税引前当期純利益)	(51,550)		
法人税等	7,200		
法人税等調整額	1,834		
当期純利益	42,516		
合計	1,640,472	合計	1,640,472

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 穴戸通孝 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田村俊之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上原義弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2021年4月28日の取締役会決議により、会社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日（予定）に東京ガスネットワーク株式会社に承継させることとし、同社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴戸通孝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村俊之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上原義弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第221期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2021年4月28日の取締役会決議により、会社が営むガス導管事業等の会社分割の方法によって2022年4月1日（予定）に東京ガスネットワーク株式会社に承継させることとし、同社との間で吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前に基づき重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前に基づき重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第221期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」に対する意見については、取締役会における決定に際しての審議状況等を踏まえ、検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「当社グループの経営理念および経営の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている「コロナ禍を踏まえた東京ガスグループ経営改革の取り組みについて」を含め、コロナ禍に関わる対応について引き続き注視してまいります。

2021年5月17日

東京瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 荒井 英昭

常勤監査役 中島 功

社外監査役 信時 正人

社外監査役 野原佐和子

社外監査役 大野 弘道

以上

A series of 15 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.

株主総会会場ご案内

会場 東京瓦斯株式会社 東京ガスビル2階
東京都港区海岸一丁目5番20号

ご来場手段

A JR
山手線・京浜東北線

浜松町駅下車
南口改札 徒歩約5分

B 東京モノレール

浜松町駅下車
徒歩約5分

C 都営
浅草線・大江戸線

大門駅下車
B2出口
東京モノレール2階
経由 徒歩約15分

D 新交通
ゆりかもめ

竹芝駅下車
出入口1
歩行者デッキ経由
徒歩約15分



(※) 駐車場の用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。
工事のためB3出口が閉鎖される予定です。

株主総会会場
(東京ガスビル)



東京瓦斯株式会社

UD
FONT

